独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人統計センター
独立行政法人交通安全環境研究所
国立大学法人
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人土木研究所
独立行政法人経済産業研究所

付表3に関する注釈

1　この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

2　この協定は、A群に掲げる機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

3　特定の機関に関する注釈

注a　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b　核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注c　地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注d　広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注e　民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注f　公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注g　建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

4　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次のとおり適用する。

注aは、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。

注dは、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

注eは、造船事業についてのみ適用する。

5　東日本旅客鉄道株式会社（注a、注g）、東海旅客鉄道株式会社（注a、注g）及び西日本旅客鉄道株式会社（注a、注g）については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A群に含まれるものとみなす。

この5の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

6　航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B群に含まれるものとみなす。

この6の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

付表4　物品

1　この協定は、この協定に別段の定めがない限り、付表1から付表3までに掲げる機関による全ての物品の調達について適用する。

2　防衛省に関しては、この協定は、日本国政府が第三条1の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、次の連邦供給分類（FSC）に属する物品の調達について適用する。

FSC	品名
二二	鉄道用機器
二四	トラクター
三二	木工機器
三四	金属加工機器
三五	サービス提供機器及び販売機器
三六	特別の工業用機器
三七	農業用機器
三八	建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
三九	物資取扱用機器
四〇	ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
四一	冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空気循環用機器
四三	ポンプ及び圧縮機
四五	配管用、加熱用及び衛生用の機器
四六	浄水用及び下水処理用の機器
四七	素管、管、ホース及びこれらの取付具
四八	弁
五一	手道具及び手工具
五二	計測工具
五五	用材、木工品、合板及びベニヤ板
六一	電線並びに発電用及び配電用の機器
六二	照明設備及び電球
六五	医療用及び獣医用の機器及び物品
六六三〇	化学分析用機器
六六三五	物理的材料試験機器
六六四〇	実験室用の機器及び物品
六六四五	時間測定用機器
六六五〇	光学機器
六六五五	地球物理学用及び天文学用の機器